

令和3年度

第2回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年5月7日(金)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野 孝也	×	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 隼	○
4	川野元憲司	○	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 3名

永野次郎委員 尾上慎一委員 田中健市委員

事務局職員 5名

事務局長	塩崎 康弘	事務局次長	應利 晋矢
総括主幹	伊藤 康輔		
真玉分室長	植田 克己	香々地分室長	阿部 幸喜

会議に付した事件

- 議案第5号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第6号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第8号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第9号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）について
- 議案第10号 非農地証明願について
- 議案第11号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
- 議案第12号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 議案第13号 農地集積に係る地域分科会の設置について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 埋め土の届出について
- (3) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

次 長	<p>それでは、第2回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>みなさん、おはようございます。コロナ禍で何かとお忙しい中、本総会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>先程、異動が報告されましたが、佐々木局長は6年と1ヶ月の長きに渡り、農業委員会事務執行に当たられ、その間、農業委員会法が改正されまして、隣接市との定数等の調整はもとより、法改正に伴う規定の整備や運動方針等々、持ち前の積極的な手腕を発揮されました。</p> <p>今後は会計管理者として市の健全な収支のチェック機能を発揮されますよう願うものであります。</p> <p>新たに後任の塩崎局長は7年前に在籍しており、7年前とは違った昨今の農業情勢であり、今後の活躍をご期待申し上げます。</p> <p>さていまだ、世界中で猛威を振るう、新型コロナウイルスと感染力の強い変異ウイルスも含め、昨日も大分県では47名の感染が発表されました。いつどこで誰が感染するやもしれず、我々は感染しないように自粛に努めましょう。</p> <p>それから、議題にもあります、本年度から市内を3地区に分け、農業委員と推進委員が各地区での高齢者が多い中、いかにして担い手への農地を保有していくか、課題等を協議する場を年に2~3回程度開催し、少しでも将来的な農業経営の計画を見出したいと考えておりますので、今後、皆さん方とご協議しながら日程等をお示しして、ご協力を願うものであります。</p> <p>以上でいさつを終わります。座って、進行させていただきます。</p> <p>ただいまから、令和3年度第2回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、6番：神田三重子委員及び8番：野間保廣委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力を願うします。</p>

	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第5号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第5号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1ページからになります。</p> <p>申請番号7番、所在が[■]字[■]番[■]で、地目は畠、面積が540m²、渡人が[■]の[■]さん、受人が[■]の[■]さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。</p> <p>申請番号8番、所在が[■]字[■]番外[■]筆で、地目は田、合計面積が3,569m²、渡人が[■]の[■]さん、受人が[■]の農地所有適格法人である[■]です。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。</p> <p>申請番号9番、所在が[■]字[■]番[■]外[■]筆で、地目は田、合計面積が150m²、渡人が[■]の[■]さん、受人が[■]の[■]さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。</p> <p>申請番号10番、所在が[■]字[■]番で、地目は畠、面積が407m²、渡人が[■]の[■]さん、受人が[■]の[■]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。</p> <p>申請番号11番、所在が[■]字[■]番で、地目は田、面積が954m²、渡人が[■]の[■]さん、受人が[■]の[■]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。</p> <p>申請番号12番、所在が[■]字[■]番で、地目は畠、面積が24m²、渡人が[■]の[■]さん、受人が[■]の[■]さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。</p> <p>申請番号13番、所在が[■]字[■]番で、地目は畠、面積が45m²、渡人が[■]の[■]さん、受人が[■]の[■]さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。</p> <p>以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第6号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があつたので意見を求めます。議案書の4ページからです。また、お手元に地図を配布させていただいておりますので併せてご覧ください。

申請番号1番、申請地は、[]字 []番 []で、地目は田、面積が1,707m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は、第3種農地です。

都市計画の用途区分は第1種低層住居専用地域に該当します。

転用目的は建設資材置場用地です。

申請地は、市役所[]庁舎から市道[]線を[]に約[]m進んだ場所に位置し、北と東西を[]と[]、南を[]に接しています。

利用計画についてですが、転用者は市内の建設業者で、申請地を取得し建設資材置き場造成を計画しています。

道路から低い土地を道路と同じ高さまで約50cm盛土する計画で、申請者は別途、市環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第3条第3項の規定に基づく届出書を提出しています。また、隣接農地との境界からは十分距離をとって施工するため、土砂の流出や崩壊の恐れはなく隣接農地への影響はないものと考えられます。

雨水排水については自然浸透のほかオーバーフローについては南側市道の側溝へ放流する予定です。

申請者は現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と造成費で[]円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う計画で、金融機関が発行した事業費を超える金額の預金残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和3年7月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号2番、申請地は、[]字 []番 []、地目は畠で、面積は724m²、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分としては第1種農地に該当します。

国道213号から市道[]号線に入り、[]号線と[]号線が交差する場所に位置し、北と西を[]、東と南を[]に接しています。

転用目的は一般用住宅用地です。

	<p>譲受人は市内の農業後継者で、申請地の北側に接する住宅に居住する譲渡人である親から申請地の贈与を受け、平屋建て木造住宅を建築し、農機具置き場を整備する計画で、転用面積は適正と認められます。</p> <p>宅地造成についてですが、現状のまま整地する計画で、土砂等の流出や崩壊の恐れはありません。</p> <p>雨水排水については自然浸透のほかオーバーフローについて北側[]の側溝へ放流する予定で、汚水については合併処理浄化槽で処理したあと、北側[]の側溝へ放流する計画です。</p> <p>また、平屋であり日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。</p> <p>また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。</p> <p>転用に要する費用は[]円であり、金融機関から事業費に見合う金額の金融機関からの融資可能証明書が添付されています。</p> <p>工事期間は、許可日から令和3年11月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。</p> <p>許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)で、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号1番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。</p>
永野次郎 推進委員	<p>去る4月22日、事務局と中野委員と私とで現地を見に行きました。事務局の説明通りで問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました5番：中野委員からも意見があればお願いします。</p>
5番： 中野委員	<p>はい。事務局ならびに永野委員より説明のありました通り、私も現地確認をいたしました。問題はないと思われます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、申請番号2番につきまして、田中健市推進委員から意見をお願いします。</p>

田中健市 推進委員	4月22日、事務局の方と、■さんの農地から宅地へということで現地確認をしました。付近には影響ありませんので、審査の程よろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。 次に、議案第7号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第7号、農用地利用集積計画の決定について議案書の6ページになります。農用地利用集積計画（案）についての権利種別は所有権移転になります。 申請番号1番、所在が■字■番で、地目が畠、面積が2,209m ² 、受人が■の■さんです。 申請番号2番、所在が■字■番■で、地目が畠、面積が1,449m ² 、受人が■の■さんです。 本件は、本年3月の総会にお諮りし、大分県農業農村振興公社が農地売買支援事業により一時所有していた農地を、地域の担い手へ売却するものです。 以上であります。
議長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決ました。 次に、議案第8号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局	<p>議案第8号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が10ページにありますのでご覧ください。表の下から2行目の中計で、利用権設定等の田の面積が4,559m²、畠の面積が13,172m²の合計面積が17,731m²で利用権を設定する農家数7戸、利用権の設定等を受ける農家数7戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積5,762m²、使用貸借に係る面積11,969m²です。</p> <p>詳細につきましては 議案書7ページから記載していますのでご覧ください。</p> <p>以上、提案します。</p> <p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p> <p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決ました。</p> <p>次に、議案第9号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。</p> <p>議案第9号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。</p> <p>お手元に配布しております別紙A3用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の11ページの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。</p> <p>別紙の農用地貸付調書をご覧ください。</p> <p>1ページ目で、借受者 [REDACTED] さんに1件の面積が875m²の貸し付けが示されています。</p> <p>2ページ目で、借受者 [REDACTED] さんに2件の合計面積が3,667m²の貸し付けが示されています。</p> <p>以上、提案します。</p> <p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>
-----	---

	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。
	次に、議案第10号、非農地証明願についての審議を行います。
	本議案中、申請番号8番の案件は [REDACTED] に係る案件ですので、先に申請番号8番を審議し、その後、残りの案件の審議をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、申請番号8番を先に審議することに決しました。
	農業委員会等に関する法律第31条の規定より、ここで [REDACTED] の退席をお願いします。
	([REDACTED] 退席)
議長	それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第10号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。議案書13ページからをご覧ください。
	申請番号8番、所在が [REDACTED] 字 [REDACTED] 番、地目は畠で、面積55m ² 、申請人は、[REDACTED] の [REDACTED] さんです。申請の内容は、前所有者が相続した昭和62年頃から耕作放棄地となり、現在 [REDACTED] の駐車場として利用されている。申請者が所有者となった後も畠として耕作できなかったということです。
	今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行ないたいということです。
	現地確認したところ、現在、申請のとおり非農地化しており、非農地として認められると考えます。以上です。
議長	事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員であります尾上慎一推進委員から意見をいただきたいと思います。
尾上慎一	4月22日、事務局の方と一緒に現地確認をした結果、特に問題は認めら

推進委員	れませんでした。
議長	ありがとうございました。 地元推進委員の意見では問題ないことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。 それでは、[REDACTED]の入室を許可します。
	([REDACTED] 入室)
議長	次に、議案第10号について、残りの案件の審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	それでは、議案書12ページからをご覧ください。申請番号6番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は畠で、面積165m ² 、申請人は、[REDACTED]の[REDACTED]さんです。申請の内容は、前所有者の代から耕作しておらず、少なくとも昭和40年頃からは耕作放棄地になっていた。申請者が相続した後も遠方に居住しており耕作できなかったということです。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められると考えます。 申請番号7番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番で、地目は畠、面積は454m ² で申請人は、[REDACTED]の[REDACTED]さんです。申請の内容は、平成8年頃相続したが、遠方に居住しているため、耕作できず荒廃してしまったということです。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、現在、申請のとおり非農地化しており、非農地として認められるものと考えます。 本件は、農業委員の河野孝也委員が事務局と現地確認をされ、問題ない旨ご意見をいただいております。 申請番号9番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は畠で、面積573m ² 、申請人は、[REDACTED]の[REDACTED]さんの相続人である[REDACTED]さんです。申請の内容

	<p>は、父親の [] さんが高齢となった昭和 60 年頃から耕作できなくなつたということです。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行ないたいということです。</p> <p>現地確認したところ、現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことです、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号 6 番につきまして、永野次郎推進委員から意見をお願いします。</p>
永野次郎 推進委員	<p>去る 4 月 22 日、中野委員と事務局と私とで現地を見に行きました。事務局の説明どおり山林化されており、問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 5 番：中野委員からも意見があればお願いします。</p>
5 番： 中野委員	<p>私も現地確認いたしましたが、山林化しており問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、申請番号 9 番につきまして、尾上慎一推進委員から意見をお願いします。</p>
尾上慎一 推進委員	<p>4 月 22 日に事務局と現地確認して、特に問題ないと思いました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元委員の意見では問題ないことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>
	(ありませんの声)
議長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p>

	<p>次に、議案第 11 号、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について及び議案第 12 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、関連がありますので一括して審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 11 号は、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてです。議案書の別紙になります。こちらは農林水産省の経営局農地政策課長通知に基づき行うものであります。年に一回、この時期に審議を行う議案でございます。農業委員会は当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行い、これらの評価や計画案をホームページにより 6 月までに公表し、国に報告することになっていることから、その内容について意見を求めるものであります。</p> <p>それぞれ数字の出典先を示されていますので、市役所内の各課で作成した数字等に基づいて記載をさせていただいているところでございます。</p> <p>続きまして、議案第 12 号の令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてですが、これも議案第 11 号と同じ要領で、国の方に報告するもので同様の内容ですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>なにか、お気づきの点がございましたら個別にでもご意見をお寄せいただければ、隨時ご意見を反映していきたいと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無ければ、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 13 号、農地集積に係る地域分科会の設置についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 13 号についてです。別紙資料の 1 ページ目をご覧ください。</p> <p>はじめに 1、設置の理由です。コロナ禍の中、農業委員さんと最適化推進委員さん全員が集まった会議や検討会が開催できない状況が続いています。しかしながら、担い手への農地集積等の農地利用の最適化活動は、農業委員会の必須業務として推進しなければなりません。そこで、市全体を 3 つの地域に分けて、そのエリア内の農業委員さんと最適化推進委員さんが情報共有と推進活動をしていただき、一体的に農地集積に取り組んでいただけるよう地域分科会、これは仮称でございますが、これを設置してはどうかということを提案させていただきます。</p>

	<p>地区割の案等については、2、体制についてをご確認ください。市内3つのエリアに分けております。</p> <p>資料裏面の3、活動内容についてご説明申し上げます。まず、①に記載していますように、エリアごとに地域の情報共有をしていただく場を提案しています。コロナ禍の前には、「農地集積に係る定期検討会」という場を設けていましたので、これにならう場を想定しています。次に②に記載の、市農地バンクに登録されている農地について確認していただき、受け手を探していただくこと、また③で、規模拡大希望農家が必要とする農地を探していただこうことを想定しています。また、今年度は国から非農地通知発出を強く求められていることから、④に記載の、非農地通知をおこなう土地の現地確認をおこなっていただく予定です。その他としていたしましては、農地集積をおこなうための有効な取り組みがあれば検討・実施していくべきと考えています。</p> <p>4、開催回数についてですが、年4回を基本としていますが、必要に応じ各分科会で開催していただくように考えています。</p> <p>5、その他ですが、基本的な会の運営は、各分科会でおこなっていただくことや、分科会に正副の会長を設けていただくこと等を提案しています。</p> <p>農業委員会事務局からは職員を各1名、各分科会に割り振る予定です。</p> <p>以上、提案します。</p>
議長	はい。4番目の開催月でございますが、6月、9月、12月、3月としておりますけれども、コロナ禍の関係で6月に開催できるかどうかが危ぶまれていますし、ずれ込む可能性もあり、この予定どおりにはいかないと思います。そのことを皆さまと共有したいと思います。ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。はい、河野委員。
3番： 河野委員	今のコロナ禍の中での地域の分科会の設置というのは、大変意義があることだと思うのですけれども、今3つの分科会がありますけれども、この開催というのは、月に一度総会を開いているのとは別に、開催月という形で指定された際に各分科会で別々に開催することですか。開催月について具体的な例などがあれば教えていただきたいのですけれども。
議長	はい、事務局。
事務局	はい。こちらにお示ししております内容につきましては、あくまでコロナ禍等を踏まえていない一般的な形で、議長のご説明にあったとおりでございます。実施のタイミングでございますが、地域それぞれに課題が異なる場合があるかと思います。事務局としては、そういうものを、最初に組織を固めていただき、次に情報共有をしていただき、地域の実情に合わせてそれぞれエリアごとに会議をしていただくことを想定しており、これにつきましては、あまりに期間が空きすぎても差し支えが生じると思いますので、おおむね年4回ほどに分けて開催していただくのがよいのではないかという基本的

	なご提案でございます。ということから申しますと、地域の中で最初のタイミングがずれれば、この予定どおりにはいかずに、また、地域の中で早急に議論しなければならない課題がなければ、若干期間が空いてもいいのではないかと思います。
	弾力的に地域の中で諸課題を解決していただく場が作れたらしいのではないかという気持ちでいるところでございます。
議長	はい、わかりましたか。
3番： 河野委員	農業委員会総会とは別に、3つの分科会がバラバラで開催するということですね。
事務局	そうでございます。
議長	そして、最初は会長、副会長さんを選んでいただき、進行は会長、副会長さんにしていただくという形にしたいと思っております。
3番： 河野委員	開催場所等は準備していただけるということでよろしいですか。
事務局	各それぞれに事務局の職員が付きますので、会場の手配や諸事務、情報提供の資料作成等については、その職員が手配するというような、ただ、開催のタイミングや議案の内容につきましては、その会の代表の方、これは皆さんとお話するのがよいのでしょうか、その会の代表の方と打ち合わせをさせていただいて、個別にその地域の実情に応じた形で対応させていただければよいのではないかと思っております。
3番： 河野委員	以前皆でしていたものを3分割して、各々でていきなさい、という解釈でよろしいですか。
事務局	はい。その通りでございます。この資料の中にも記載がございます、4番目の地域分科会の開催月について、これまでの「農地集積に係る定期検討会」と括弧書きで書かれていると思いますが、この件につきましては、この度新規で昨年秋から改選された方については知らない方もいらっしゃるかもしれません。これについて経緯をご説明申し上げますと、当初、この「農地集積に係る定期検討会」につきましては、改選前は基本的に2、3ヶ月に一度、皆さんに総会後、もしくは別途で集まつていただき、地域の課題等を説明させていただく場として総会とは別枠で開催していたということで、今回本件においてそこを目指すのですけれども、コロナ禍の影響でそれが行えないで、小分けにして地域の実情に応じて情報共有等が行えるような会議を設けられたらというところで提案させていただきました。

議長	ですから、以前はこの場に振興局、農業会議、推進委員とが出席しておりましたけれども、今回は外しております。追々必要であれば入れていきたいと思いますけれども、最初は外していきたいと思います。それと時間は午前がいいのか午後がいいのかという問題もありますし、どちらがいいですか。一時間程度ではなかろうかと思うのですけれども。
事務局	委員さんのご意見を踏まえて、総会以外にも日程の確保をお願いするためご都合のいい時間を汲み取って、小規模になりますのでフットワーク良く、皆さま方がスムーズに動けるようにしていただければいいかなと思っております。
議長	他に質問等ございませんか。はい、野間委員。
8番： 野間委員	この件につきまして、コロナ禍が終息した際には元に戻すのですか。そのまま継続するのですか。
議長	事務局。
事務局	今のところそこまでの想定は出来ていない状況です。一つ言えるのは、国や県からは、農業委員さん、推進委員さんの農地集積等の活動について、コロナ禍とは関係なくして、実績や活動を進めていただきたい要望が強くあるところでございます。これを達するために、コロナ禍が終息した後も、一度やってみたこの組織が良い形となり、そのまま継続したほうがよければ続けますし、必要ないという皆さん方の判断になれば、その時点でまた考え方直してもいいのではないかなど。当分はこのような形の取り組みを一度やってみて、今現状の私共の認識から申しますと、コロナ禍があるからということで個別に情報の共有や個別の動きがし辛いということをお聞きしているところでございますので、これをなんとか皆さん方が均一に情報共有し、上手く活動を進められたらというところから今回の提案に至っておりますので、皆さんの活動が上手くいくようになれば、その時点でこの体制は考え方直してもいいのではないかと思っております。
議長	ご理解いただけたでしょうか。
8番： 野間委員	はい。分かりました。
議長	はい。他に無ければ、これを決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり決しました。

	<p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項（1）農地法第18条第6項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。17ページになります。</p> <p>届出番号1番、所在が■字■番、地目が畠で、面積が763m²で、貸人が■の■さん、借人が大分県農業農村振興公社です。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。</p> <p>届出番号2番、所在が■字■番、地目が田で、面積が2,947m²で、貸人が■の■さん、借人が■の■です。解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。</p> <p>届出番号3番、所在が■字■番、地目が畠で、面積が1,654m²で、貸人が■の■さん、借人が■の■さんです。解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>この件につきまして、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、次に、報告事項（2）埋め土の届出について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項（2）埋土の届出がありましたのでご報告いたします。19ページをご覧ください。</p> <p>所有者は■の■さんで、所在が■字■番■外■筆で、地目が田、合計面積が1,408m²であります。埋土の理由ですが、畠として造成し果樹を植えたいということであります。施工期間が令和3年4月10日から令和3年4月11日であります。以上です。</p>
議長	<p>この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、次に、報告事項（3）農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項（3）、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。20ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、株式会社■と有限会社■であります。</p>

内容等につきましては、議案書と一緒に配布しております別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。以上であります。

議長 この件につきまして、ご質問等はございませんか。

(ありませんの声)

議長 無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。
これをもちまして、令和3年度豊後高田市農業委員会第2回総会を閉会します。お疲れ様でした。
その他、事務局より事務連絡等があればお願ひします。

その他の事項 (別紙配布)

(次回(令和3年度:第3回)総会について)

(農地集積に係る地域分科会の開催について)

午前10時47分
令和3年5月7日